

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月10日

和歌山県知事



提出者 7689-030/

住 所 和歌山県有田市初島町浜1000

氏 名 ENEOS 株式会社 和歌山製造所

所長 手島 政嘉

電話番号 0737-85-1407

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ENEOS 株式会社 和歌山製造所
事業場の所在地	和歌山県有田市初島町浜1000
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	石油精製業
②事業の規模	出荷量 117,990.35KL (令和6年度)
③従業員数	280人 (令和7年4月1日 現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」及び「産業廃棄物の種類別説明」参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙「産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	7,418 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃油：工程内リサイクル		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	3,790 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・社内基準による分別徹底のルール化 ・産業廃棄物発生及び置場持込時の事前分別実施 ・産業廃棄物置場保管時における分別保管徹底、在庫管理実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	75 t	t
	（これまでに実施した取組） 工程内リサイクル		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	50 t	t
	（今後実施する予定の取組） これまでに実施した取り組みを継続する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,430 t	673 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥（水質）：汚泥脱水機使用による減量化 汚泥（タンク/塔槽）：回収後、水分/油分除去による減量化 廃油：含油廃水から油を回収		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,000 t	500 t
（今後実施する予定の取組） これまでに実施した取り組みを継続する。			

(第4面)

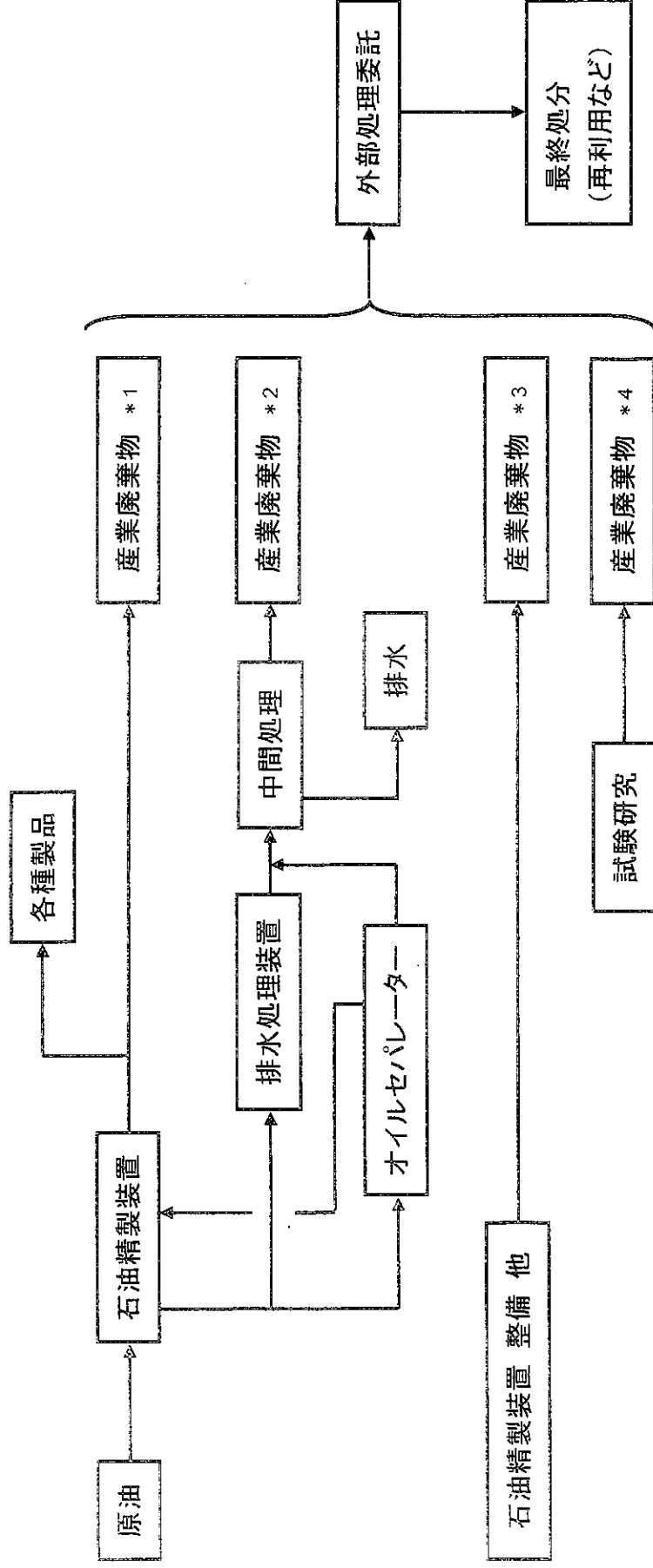
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分及び海洋投入処分は行なわない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） これまでに実施した取り組みを継続する。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	4,240 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	3,124 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,116 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 処理委託契約締結前及び契約後における業者評価/視察実施 ・ 同一産業廃棄物に対する処理委託先複数確保（信頼性確保の為）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	1,240 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	665 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	575 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ENEOS株式会社の共通目標として最終処分率 0.3%未満の達成の 為、再生化等を推進し、ゼロエミッションを達成する。 更に適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に 関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報などを 活用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物，特別管理産業廃棄物の一連の処理工程（発生～最終処分まで）



*1 : 汚泥(触媒, その他), 廃油, 低引火点廃油(特管), 廃酸(特管)

*2 : 汚泥(水質)

*3 : 廃油, 汚泥(タンク, 塔槽, 触媒, 白土, その他), 金属くず, ガラスくず, 建設廃材, 廃石綿(特管), PCB(特管)

*4 : 廃薬品類(汚泥, 金属くず, 廃酸, 廃アルカリ(特管含む))

産業廃棄物の種類別説明

種 類	解 説
廃油	・各所オイルセパレーターで回収される油 ・ワックスくず ・潤滑油 添加剤 ・油を拭き取った廃ウェス ・タンクのドレン
汚泥(タンク/塔槽)	・タンク、塔槽類の開放整備等に伴い、発生する各種汚泥
汚泥(水質)	・活性汚泥処理装置及びオイルセパレーター等の工場排水系より発生する汚泥
汚泥(白土)	・塔槽類の開放整備等に伴い、発生する白土
汚泥(触媒類)	・固定床反応塔及び流動接触分解装置から抜出される廃触媒
汚泥(その他)	・硫黄回収装置や硫黄タンクの整備等で発生する汚泥 ・塔槽類の開放整備等に伴い、発生する活性炭
廃プラスチック	・石油精製装置の開放整備等に伴い、発生する保温、保冷剤(ウレタン、グラスウール、ロックウール 他) ・イオン交換樹脂、脱蠟助剤として用いられた樹脂 ・その他 各種プラスチック、ゴム類
金属くず	・サンプル容器として使用した金属缶、鉄錆等
ガラスくず	・配管及び塔槽類の工事に伴い、発生する保温(シリカ)くず ・各種ガラス、ビン類
廃石綿	・配管及び塔槽類の工事に伴い、発生する石綿を含む保温材
廃酸	・航空揮発油製造装置で使用後の純度が低下した硫酸
廃アルカリ	・流動接触分解装置で使用後の純度等が低下したソーダ
廃薬品類	・試験研究業務で使用した廃薬品類 (廃掃法上の分類は種類により異なる)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

① 法定責任者 (*1)

特別管理産業廃棄物 管理責任者	ENEOS株式会社 和歌山製造所 ・ 環境安全グループ ・ 診療所・保健師
役割 (*2)	特別管理産業廃棄物管理責任者 ・ 廃棄物処理計画の策定に関する事項 ・ 廃棄物処理の委託業務に関する事項 ・ 廃棄物の管理及び処理に関わる記録の作成及び保存に関する事項 ・ 行政官庁への報告、立入検査等の対応に関する事項 ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理 ・ 廃棄物の年間発生量と処理、処分方法の適正性 ・ 製造所内の廃棄物の保管状況に関する事項 ・ 廃棄物の処理状況の現地確認

(*1) 当該事業場には産業廃棄物処理施設がないため、「産業廃棄物処理責任者」及び「産業廃棄物処理施設技術責任者」の選任は行わない。

(*2) 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物管理についても、上記責任者が同様の業務を行う。

② 管理組織図

<u>組織図</u> <pre> graph TD A[製造所長] --> B[技術・製油 副所長] A --> C[環境安全・工務 副所長] A --> D[事務 副所長] </pre>
<u>教育・研修</u> ・ 発生する産業廃棄物に関わる管理、処理に関しての社内基準類を制定し、協力会社を含む全職場に配布している。法改正、社内ルール変更等により必要な場合は適宜改訂し、改訂内容は従業員/協力会社員に周知される。 ・ 装置定期整備前には、産業廃棄物の適正処理を含む各種事項について事前教育を実施している。 ・ 業務上 必要な者には、産業廃棄物に関わる法定資格を所持している他、社外講習会へも参加している。 <u>情報公開</u> ・ 2017 年 11 月 1 日以降の搬出は、原則 電子マニフェストにおける交付に移行した。 ・ 和歌山県等 行政からのアンケート、調査に対し、報告を行なっている。

